法人から発信！

このコーナーは社会福祉法人の活動を広く県民へPRしていくと共に取り組みのきっかけとなるような施設側の様々な実践事例を紹介しています。

「社会福祉法人若竹福祉会」

～地域生活支援センターEnjoyの取組み～

法人・施設および事業の概要

法人名／社会福祉法人若竹福祉会
理事長名／仲村　勉
事業所名／
「社会就労センターわかたけ」（9年～）
わかたけ分場「らんたな」（16年～）
わかたけ分場「たけのこ」（18年～）
知的障害者GH「れん」（13年～）
地域生活支援センターEnjoy（13年～）
総合施設長／村田　涼子

今回は「地域生活支援センターEnjoy」（以下、Enjoy）について紹介します。

【サービス内容】
・相談支援・就労支援（ジョブコーチ）
・居宅介護（ヘルパー）
・短期入所（日中・宿泊）・児童デイ
・障害児タイムケア・タイムサービス
・おもいっこクラブ（外来療育）
・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

Enjoyは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センターでは、地域で暮らす障がいを持つ方々からの相談をうかがう中で、一人ひとりの生活に応じて必要な支援のあり方も違うと痛感し、平成14年に、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、障害児学童、15年には児童ホームヘルプサービス、18年には障害児デイサービス、障害児短期入所事業を順次開始し、個々のライフスタイルに応じる多様なサービスを創り出してきました。

わかたけの「想い」

今回、Enjoy開所当初から障がいを持つ方々や家族からの様々な相談を受けてきたコーディネーターの溝口哲哉氏へ、相談を受ける側の姿勢（大切にしていること）について話を聞きました。

▲いつも優しく対応してくれる溝口哲哉氏

『一番大切なことは、その人に寄り添うということです。相談を受けたら、まずその方の所へ「行く」。そしてとにかく「話（希望）を聞く」ことです。話を聞かないうちから「ダメ」とは言わないよう心がけています。とにかくあきらめないことですね。』

とはいっても、思いどおりにならないことも多々あるといいます。また他機関との調整が必要なことも多く、自分たちだけで抱え込んでしまうことのないようネットワークを拡げながら、その人にとって最良の方法を一緒に考えていくことが重要だということです。

日々の相談は、行政や学校からも多く「困ったことがあればEnjoyへ」という信頼関係を大切してきました。今後、制度が変わってもこの支援の輪を活用することでEnjoyの目指す「あきらめない支援」に繋がっていくのだと思います。

「相談に来られる方が求めていることは、『一緒に困ってくれる人』なんです」と話す溝口氏の言葉が印象的でした。

その人に応じた支援を

提供するサービスの中で特徴的なものに「Enjoyタイムサービス」があります。「急な用事で本人と一緒にいてほしい」、「本人の好きなことをして楽しく過ごしてほしい」等ホームヘルプサービスでは対応できない個々の要望に応じた柔軟な支援を行っています。ほかにも外来療育として、講師を招いて運動療法を実施する「おもいっこクラブ（週1回）」や養護学校の先生方と一緒に実施している「絵画クラブ（月2回開催）」等が特徴的です。

今後の展望

障害者自立支援法が10月から全面施行され、各自治体で取組みに格差が生じています。実際、Enjoyの「地域生活支援事業」も県から市町村事業に変わり委託を受けるかどうかがキーポイントとなります。

今回Enjoyを取材して「制度が変化しても変わらないものがある」と感じました。それは、困った方がいればその方にとことん付き合い、最良の支援を目指すという姿勢です。溝口氏は、「法改正で出来ることは狭まったが、私たちが断ったらこの方は他に行く所があるのかと思うとすぐには断れない。最後の砦だと思ってやっています。」と話す。

制度がめまぐるしく変化している今だからこそ、社会福祉法人が大切にしてきた理念や取組みを私達地域住民や行政がしっかりと理解することが重要だと思います。―障がいを持っていても身近な地域で当たり前に暮らし続けたい―その社会の実現に向けて今後ますますEnjoyの取組みが注目されます。

「わかたけ」住所／〒900-2102　浦添市前田998-3　電話（Enjoy）098-877-0552

※グレーゾーン商品　一般の工業商品としてハンディーのある人にもない人にも広く使いやすい商品

福祉用具を使って「楽々介護」を

高齢者の介護は精神的にも肉体的にも負担が大きいですが、福祉用具を上手に使うと「楽に、楽しく」介護ができます。

今回は、福祉用具3種の神器といわれております①ベッド　②車いす　③ポータブルトイレのうち、③ポータブルトイレについて説明します。

高齢者や障害のある人たちの日常において、ポータブルトイレは比較的利用度が高い福祉用具である。排泄の自立への関心の高さ、深刻さもあるが、それだけこの製品がグレーゾーン商品として定着してきたことも関係していると思われる。骨折などの一時的な障害や病気の人にも、足腰の弱った高齢者にも、利用されるようになり、妊婦等が一時的に利用することもある。

ポータブルトイレは「携帯用トイレ」という意味を持つ。要するに、家の中でトイレまで歩かなくても、トイレが自分の近くに来てくれるわけで、トイレまで行くことのできない人が利用する。

トイレまで行くことのできない人は、歩くことの不自由な人であったり、夜2階に寝ていて1階のトイレまで行くのが大変だったりする人である。また、トイレまで行くことはできるが、歩くのが遅く、尿を漏らしてしまったり、尿を我慢できない人にも利用されている。

このようにポータブルトイレは移動動作が困難な人の排泄の自立のために利用される。部屋の中、ベッドの隣にポータブルトイレを置けば、つかまり立ちができる人であれば、自分で排泄ができる。排泄の自立は生活のなかで大きな意味を持つ。

ポータブルトイレの種類

一番スタンダードな形は洋式便器型であるが、肘掛付や背もたれ付、手すり付などがある。

多くのものは、ベッド際や部屋の隅などに置いて使用されている。携帯用であるから、戸外で利用されているものもある（キャンプやヨットなど、アウトドアスポーツの仮設トイレとして）。

○スタンダード型ポータブルトイレ

プラスチック製で、本体と汚物受け（バケツ）、汚物受けのふた、便座、外ぶたで構成される最も一般的なタイプである。

○木製いす型ポータブルトイレ

木製のいすの形をしていて、座面の下に便座が隠されている。家具調の雰囲気をもつので、部屋の中での違和感が少ない。いすの肘掛や背もたれがそのまま利用できるので、着座や立ち上がりの動作を助けている。しかし、持ち運ぶには重量があり、便座も木製のものは、清潔感がたもちにくい。

○コモードタイプポータブルトイレ

四脚型のステンレスパイプで作られたものが多く、輸入品がほとんどである。海外ではこれをサニタリールームに置いて、シャワーチェアーとしても利用している。

可動式の肘掛や、脚部の高さ調整などは移乗動作をしやすくしている。丸洗いできるので衛生管理もしやすい。

ポータブルトイレの選択について

○選択のポイント

使用する人の身体の状態・使用環境・介助者との関係などがポイントとなる。特に利用する人の身体の状態はよく観察しないといけない。尿意があるか、つかまり立ちができるか、ポータブルトイレに移乗できるか、排泄行為より、ポータブルトイレまでの移動と移動動作を考えての選択となる。

○手すりの必要性と環境づくり

ポータブルトイレの利用者は移動動作が困難な人が多い。そのため移動動作には必ず手すりが必要となる。ポータブルトイレ単体での使用はできる限り避け、移動・移乗の安全のために手すりを配備する。

※このように、ポータブルトイレを使うことにより、排泄の自立を促し、オムツの使用を避けることができる。

ポータブルトイレは、県総合福祉センター東棟1階福祉用具展示場に数多く展示してあるので、ご利用ください。
また、ポータブルトイレについてもっと知りたい場合は、沖縄県介護実習・普及センター
電話　882-1484までお問い合わせ下さい。